

○国土交通省告示第二百四十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第一項第三号イの規定に基づき、遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十六号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第一項第三号イの規定に基づき、遊戯施設の客席部分の構造方法を次のように定める。

第一 平成十二年建設省告示第千四百十九号の別表第一（以下「別表第一」という。）の遊戯施設の種類の欄（一）項から（三）項まで及び（五）項に掲げる遊戯施設並びに同告示の別表第二（以下「別表第二」という。）の遊戯施設の種類の欄（一）項から（三）項まで及び（五）項から（七）項までに掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、別図に定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内にある加速度（単位はメートル毎秒毎秒とし、継続時間が〇・二秒以上であるものに限る。以下同じ。）及び十二未満の横方向の加速度が客席部分に生ずるものについて、次項から第七項までに定めるところによらなければならぬ。

2 次の各号に掲げる客席部分に生ずる前後方向及び上下方向の加速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める身体保持装置（シートベルトその他の客席部分にいる人が客席部分から落下することを防止する装置をいう。以下同じ。）を設けなければならない。

一 別図に定める加速度領域一及び加速度領域二の範囲内にある加速度 次に定める基準に適合するものであること。

イ 解除し、又は緩めるために、乗客、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。

ロ 運転者又は運転補助者による装着確認を容易に行うことができる構造であること。

ハ 座席に背もたれを設け、かつ、装着している間に乗客が容易にくぐり抜けることができない構造であること。

二 別図に定める加速度領域三の範囲内にある加速度 次に定める基準に適合するものであること。
イ 前号に定める基準に適合するものであること。

ロ 客席部分にいる人の体格に応じて位置を調整することができる構造であること。ただし、客席部分にいる人が客席部分から落下するおそれがない構造である場合は、この限りでない。

3 前項の身体保持装置は、次の各号に掲げる客席部分に生ずる横方向の加速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しなければならない。

一 三以上五未満の加速度 客席部分にいる人に対し個別に設けた構造であること。ただし、横方向の加速度による横滑りを防止できるよう、座席に突起を設けることその他の措置を講じた場合は、この限りでない。

二 五以上十二未満の加速度 次に掲げる客席部分に生ずる前後方向及び上下方向の加速度の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

イ 前項第一号に掲げる加速度 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 前項第二号ロに掲げる基準に適合するものであること。

(2) 前号に定める基準に適合するものであること。

(3) 客席部分に生ずる横方向の加速度により客席部分にいる人が危害を受けるおそれがないよう、緩衝材その他の上体を保護する部材を設けた構造であること。

ロ 前項第二号に掲げる加速度 イ(1)を除く。)に掲げる基準に適合するものであること。

4 前二項に定めるもののほか、身体保持装置は、客席部分に別図に定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内にある加速度が生ずる場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 客席部分の床(床がない場合にあつては、座席面。第七項第一号において同じ。)の最高部の高さが地盤面(客席部分の外側に十分な広さの床がある場合にあつては、当該床。以下同じ。)

から二メートル以上である場合（第七項第二号に該当する場合を除く。） 第二項第二号口に掲げる基準に適合するものであること。

二 客席部分が四十五度以上傾斜する場合（事故等で停止した場合に客席部分にいる人が客席部分から落下することなく速やかに客席部分が水平に戻るもの又は客席部分を壁若しくは囲いで囲う等客席部分にいる人が客席部分の外へ落下することを防止する措置を講じたものを除く。） 第二項第一号イの規定は適用せず、次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。

イ 第二項第二号口に掲げる基準に適合するものであること。

ロ 客席部分にいる人に対し個別に設けた構造であること。

ハ 解除し、又は緩めるために、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。

5 手すりその他の客席部分にいる人が自らの身体を支えることができる設備を設けなければならない。

6 乗降口の扉を設ける場合は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一 施錠する装置を設けた構造であること。ただし、運転中に扉を開くことができない構造である場合は、この限りでない。

二 開閉するために、乗客、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であるこ

と。

三 動力を用いて開閉する扉にあつては、扉の開閉により身体の一部が挟まれることのないように必要な措置を講ずるか、又はその閉まる力が百五十二ニュートン以下となるようにすること。

7 客席部分に別図に定める加速度領域一の範囲内にある加速度が生ずる場合（客席部分に生ずる横方向の加速度が三未満である場合に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当する場合（第四項第二号に該当する場合を除く。）にあつては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 客席部分の床の最高部の高さが地盤面から二メートル未満である場合 第二項

二 次に掲げる客席部分の区分に応じてそれぞれ次に定める構造の側壁その他これに類するもの（以下「側壁等」という。）を客席部分に設け、かつ、乗降口に前項に定める構造の扉を設けた場合（客席部分に床がない場合を除く。） 第二項及び第五項

イ 客席部分にいる人が座席に座つて利用するもので、客席部分の床の最高部の高さが地盤面から五メートル未満である客席部分 床面からの高さが五十五センチメートル以上で、かつ、座席面からの高さが三十センチメートル以上の側壁等

ロ 客席部分にいる人が座席に座つて利用するもので、客席部分の床の最高部の高さが地盤面から五メートル以上である客席部分 床面からの高さが八十センチメートル以上で、かつ、座席面からの高さが四十センチメートル以上の側壁等

ハ 客席部分にいる人が立って利用する客席部分 床面からの高さが一・一メートル以上の側壁等

第二 別表第一の遊戯施設の種類の欄(四)項に掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。

一 勾配が、別表第一の勾配の欄(四)項に掲げる数値以下であること。

二 高さを五十センチメートル(水を流した水路(以下「滑走路」という。))を滑走する人に走行方向に直交する方向に遠心力が作用する部分においては、さらに当該遠心力により滑走する人が外に飛び出さないために必要な高さを加えるものとする。)以上とした側壁を設けること。ただし、次に掲げる部分においては、この限りでない。

イ 滑走路への乗入口

ロ 滑走路からの出口(当該出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル(安全上支障ない場合においては、三メートル)以上としたプールを設けた場合に限る。)

ハ 滑走路の両側に落下防止用の張り出し部分が設けられている部分(曲線部分を有しないものに限る。)

第三 別表第二の遊戯施設の種類の欄(四)項に掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、次に定めると

ころによらなければならない。

一 定常円周速度が、別表第二の定常円周速度の欄(四)項に掲げる数値以下であること。

二 客席部分を壁、床、天井その他これらに類するもので囲い、かつ、乗降口に第一第六項に定める構造の扉を設けること。ただし、地盤面から客席部分までの高さが十メートル以下のもので第一第七項第二号に該当する構造としたものにあつては、この限りでない。

第四 客席部分には、遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示しなければならない。ただし、当該遊戯施設の乗り場において当該事項を掲示した場合は、この限りでない。

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

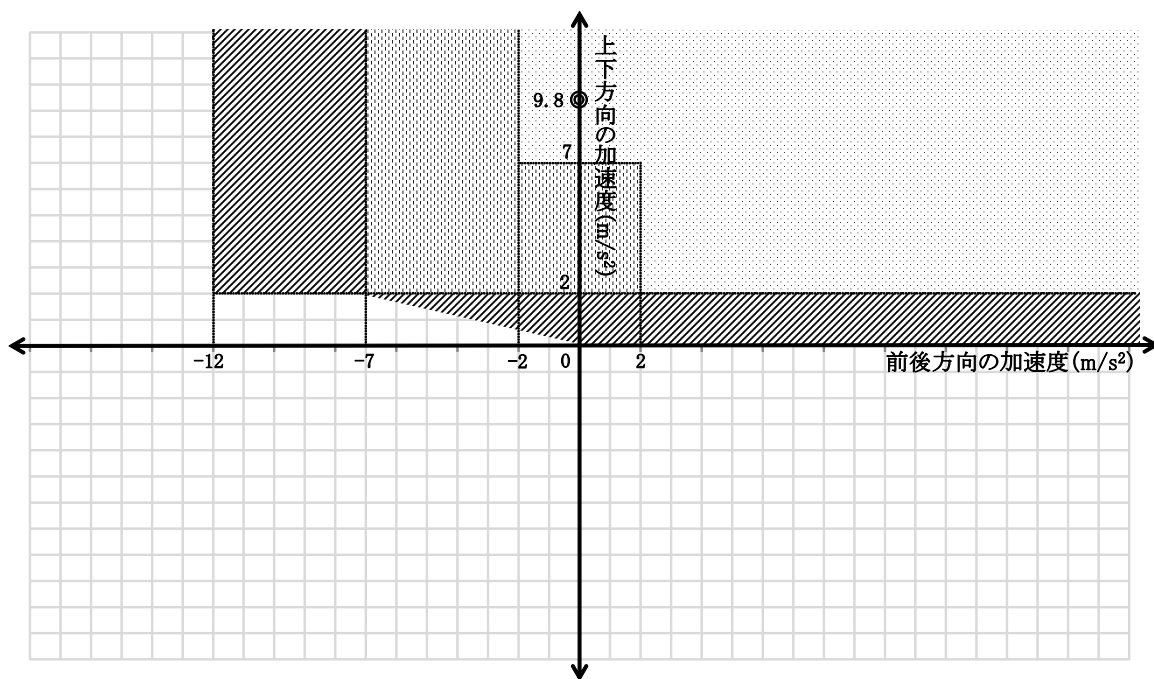
2 遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十七号）の一部を次のように改正する。





本則中「同告示の別表第二」の下に「（以下「別表第二」という。）」を加え、「遊戯施設を除く」を「遊戯施設を除き、別表第二(四)項に掲げる遊戯施設並びに平成二十九年国土交通省告示第二百四十七号の別図に定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内にある加速度（単位はメートル毎秒毎秒とし、継続時間が〇・二秒以上であるものに限る。以下同じ。）及び十二未満の横方向の加速度が客席部分に生ずる遊戯施設（別表第二(四)項に掲げる遊戯施設を除く。）に限る」に改

める。

3 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表十二(二)の項(ろ)の欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十六号第一第四号」を「平成二十九年国土交通省告示第二百四十七号第二二号」に改める。



- 注1)  とは、加速度領域一を示す。  とは、加速度領域二を示す。
 とは、加速度領域三を示す。  とは、加速度領域三超を示す。
- 注2) 横軸上における正の値は前方向の加速度、負の値は後方向の加速度を示す。
 注3) 縦軸上における正の値は上方向の加速度、負の値は下方向の加速度を示す。
 注4) ◎とは、停止時の状態を示す。
 注5) 領域間の境界線上の場合は、そのうち最も大きい領域とする。